

令和 6 年 3 月 26 日

# 株式会社植村組 一般事業主行動計画

## 【次世代育成支援対策推進法】

社員がもっと子育てにかかわることができるよう、社員全員を含めた働き方の見直しを行う。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日迄の 3 年間

### 2. 内 容

目標 1 年次有給休暇の 1 人あたりの平均取得日数を 10 日以上にする。  
平均取得日数 9 日（2023 年 9 月末時点）

#### ＜ 対策 ＞

◎令和 4 年 4 月 1 日～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

◎令和 4 年 4 月 1 日～ ホームページ及び電子メールを利用して P R の実施

#### ＜ 行動計画変更後の対策 ＞

◎令和 6 年 4 月 1 日～ 対象労働者の年次有給休暇の取得状況を把握し、取得が進んでいない部署に対し、働きかけを行う。

目標 2 男性の育児休暇取得を 20%以上にする。

#### ＜ 対策 ＞

◎令和 4 年 4 月 1 日～ 育児休養期間中の代替要員の確保や業務体制の見直しを行う

◎令和 4 年 4 月 1 日～ 配偶者が出産した男性社員も対象として、人事部及び上司から育児休業取得をすすめる